改正後	改正前
第1条 (略) (個人情報の保護) 第2条 (略) 2 受注者は、 業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。 業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用す	第1条 (略) (個人情報の保護) 第2条 (略) 2 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。 3 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用す
スとさは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。 4 受注者は、業務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。 5 受注者は、業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。 6 受注者は、業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受注者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。 7 受注者が、業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等にあってはこの契約完了後直ちに発注者に返還し、自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等にあっては適切に管理若しくは破棄を行わなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。 8 (略)	るときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。 4 受注者は、この契約による業務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。 5 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。 6 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受注者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。 7 受注者がこの契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等にあってはこの契約完了後直ちに発注者に返還し、自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等にあっては適切に管理若しくは破棄を行わなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
第3条~第4条 (略)	第3条~第4条 (略)
(権利義務の譲渡等の禁止) 第5条 (略) 2 (略) 3 受注者が前払金の使用等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足する ことを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委 託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託 料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行に必要な経費以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。	(権利義務の譲渡等の禁止) 第5条 (略) 2 (略) 3
第6条~第23条 (略)	第6条~第23条 (略)

(適正な業務期間の設定) 第23条の2 発注者は、業務期間の延長又は短縮を行うときは、業務に従事する者の 労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務 の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。	
第24条~第33条 (略)	第24条~第33条 (略)
(前金払) 第33条の2 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。 3 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。	
4 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が 減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。	
5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著し く不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過 額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から14日以内に協議が整わない 場合には、発注者が定め、受注者に通知する。	
6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 (保証契約の変更)	
第33条の3 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。 2 受注者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければなら	
ない。 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない業務期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知することができる。	

(前払金の使用等) 第33条の4 受注者は、前払金を業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(業務 において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相 当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。 第34条 (略) (前払金等の不払に対する業務中止) 第35条 受注者は、発注者が第33条の2又は第34条において準用される第32条 第2項の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにも かかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。 2 (略) 第36条~第38条 (略) (発注者の催告による解除権) 第39条 (略) (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出し (2) (3) (4) (5) (6) (7) (略) (略) (略) (略) (発注者の催告によらない解除権) 第40条 (略) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使 用したとき。 (略) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (略)

(略) (略) (略) (略) 第34条 (略) (部分引渡しに係る業務委託料の不払に対する業務中止) において準用される第32条 第35条 受注者は、発注者が前条 第2項の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにも かかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。 この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を 発注者に通知しなければならない。 2 (略) 第36条~第38条 (略) (発注者の催告による解除権) 第39条 (略) (1) (2) (3) (4) (5) (6) 略略略 (略) (略) (発注者の催告によらない解除権) 第40条 (略) (略) (1) (略) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (略) (略) (略) (略)

第41条~第42条 (略)	第41条~第42条 (略)
(発注者の責めに帰すべき事由による場解除の制限) 第43条 第39条各号、第40条各号又は第42条各号に定める場合が発注者の責めに帰す べき事由によるものであるときは、発注者は、第39条、第40条 <u>又は第42条</u> の規定に よる契約の解除をすることができない。	(発注者の責めに帰すべき事由による場解除の制限) 第43条 第39条各号、第40条各号 に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第39条、第40条 の規定による契約の解除をすることができない。
第44条~第47条 (略)	第44条~第47条 (略)
(解除に伴う措置) 第48条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第33条の2の規定による前払金があったときは、受注者は、第39条、第40条、第42条又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該前払金の額(第34条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第38条、第44条又は第45条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条の2の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額(第34条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第39条、第40条、第42条又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第38条、第4条、第44条又は第45条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。 (略) (略)	(解除に伴う措置) 第48条
第49条~第56条 (略)	第49条~第56条 (略)